

不動産評価専門委員に関する要綱

(10川財土第666号財政局長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条及び川崎市専門委員設置規則(昭和37年川崎市規則第25号)第1条の規定に基づき不動産評価専門委員(以下「専門委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 専門委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の特別職の非常勤職員とする。

(資格要件)

第3条 専門委員は、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第17条第3項に定める登録をしている者から選任する。

(職務)

第4条 専門委員は、次の職務を行う。

- (1) 不動産評価委員会又は評価小委員会の価格の決定についての助言を行うこと。
- (2) 用地取得等に伴う不動産の評価についての相談及び助言を行うこと。

(定数)

第5条 専門委員の定数は、3人以内とする。

(任期)

第6条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(費用弁償)

第7条 専門委員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭

和 2 2 年川崎市条例第 2 1 号) 別表 4 等級に相当する旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、川崎市旅費支給条例を準用する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4 川総雇第 7 4 号) の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 3 月 3 日から施行する。